

法律の

現場から

78

遺志を実現する遺言執行

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 鈴木 哲郎

故人の遺志が綴られた文書を「遺言」といいますが、亡くなられた後に、代わってその遺言の内容を実現する人が必要です。その人を「遺言執行者」といいます。遺言執行者に誰を選ぶかは、遺言の中で指定することができません。信頼する人に任せたいというときは、きちんと「遺言執行者は誰々とする」と書いておくとう良いでしょう。

法的な手続に関わるので、弁護士が遺言執行者を任されることも多

くあります。ある遺言には、「遺産の一部をお世話になった施設に譲りたい」という趣旨の一文があり、亡くなられた方の生前の人柄が偲ばれました。一生懸命

命生きた人の最後の思い、それを実現する役割というのは、非常に責任重大で、背筋が伸びる思いがします。

